甲州五指考

共廿八

廿十五

ル 4
11
11

在常陸国風土記書之手二関係

帳之類

高祀社之際

手一・二十二

門 ル 呂 4
號 11
巻 11
東京?學校圖書

筑前國續風土記巻之二十二目録

早良郡下

島山郷　石釜并曲淵　史礼瀑布

脇山村并内野村　椎原　椎原

板屋村　背振山　樋井郷　石手寺址

油山　神松寺　檜原村　免村

紀伊國續風土記巻之二十一

那賀郡下

根來山

根來枝郷小名西村根來山内坊舎岩出組九
八村と共に根來山といふ若宮根來山東の寺の別院
此村にありしを今の小村と共に根來山院内とい
舊續風土記に曰那賀川の院門村の口舊坊舎
今の院内の地なりしかれ村の名を院内といへる
ことし

石室并由緒

根來山由緒石室あり二本の口より有所以を記す

さて此生郡[illegible]西之方より下流れの末を
出関と呼ぶを石宮竜寺より山谷の形川の流れ西より
至り[illegible]けり三村立てより上を[illegible]又谷の間にされ
[illegible]谷の奥より出[illegible]村を又谷より
より合ひ[illegible]の中にて国[illegible]門にて合して東に
川となる石宮竜寺を高けし山有[illegible]出
関村と云ふ山長福寺と云ふ広尾寺の跡有り田
関氏住にまもりしと[illegible]

穴礼瀑布

石宮竜村の[illegible]より上竜より[illegible]あり名
宮竜の大僧坊より流れて水に[illegible]南[illegible]の川
の谷より出る水なれと[illegible]水やて多し[illegible]のより
落下る中の間に岩角有りて又[illegible]水激しくして
[illegible]の[illegible]計佳景なり[illegible]
の[illegible]の[illegible]田布引大和の[illegible]佳景の[illegible]
其[illegible]またれと上三方より[illegible]
[illegible]直関[illegible]山城郡住吉の滝和泉郡
[illegible]の[illegible]の滝[illegible]
[illegible]の[illegible]上飛の滝なかにこそ[illegible]
[illegible]然るに[illegible]

此し雅し麦ヨ子ニ[illegible]し[illegible]墨跡の残る有
[illegible]ことく[illegible]根[illegible]十方[illegible]
[illegible]是[illegible]両[illegible]流[illegible]札[illegible]
里人の[illegible]火札[illegible]山[illegible]の上[illegible]麿
[illegible]とり[illegible]
勝山村并[illegible]北村
[illegible]村[illegible]嘉兵衛[illegible]山[illegible]
[illegible]廣く[illegible]嘉兵衛[illegible]
[illegible]海と[illegible]山[illegible]
[illegible]田[illegible]和[illegible]村[illegible]
山[illegible]陽[illegible]

[illegible]嘉兵衛の城[illegible]西[illegible]の[illegible]
[illegible]嘉兵衛[illegible]嘉兵衛[illegible]
[illegible]村の[illegible]山[illegible]村[illegible]又嘉兵衛[illegible]山
[illegible]山[illegible]とり[illegible]河[illegible]山[illegible]
[illegible]村へ出る[illegible]嘉兵衛の[illegible]
[illegible]山[illegible]氏[illegible]
[illegible]の[illegible]是へと[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]陀[illegible]
[illegible]里人[illegible]
[illegible]陀[illegible]

なしといふ二丁斗北にあり　当宮より安枝村の脇
山にあり高鷲村の西の方にあれハ丹生大明神の石佛也
又教坊といふ山伏の住居し宅の跡大日堂の内に
泉水名植木なと残れり又右坊も三宝院の末也
従宝と称し真言宗と加し先照威を助けり後に
新造寺佐伯に絶し慶長年の当国祇氏より安枝
きりしとて慶長年の頃の事と詳なり

仙石

当郡の安枝村に慶長年中の二四宮の替に高野にありけ
私と思田申候て後ら別宅有ニ初日移東大記
の安枝村三郎兵衛也家秋依るし寛文三年
分ち先三郎兵衛より宅をとて住居す塲の甘露院を
勧請し本邑ケ村に立る後仙石の境地修したる
ありし後三郎兵衛同住して某移り合ひて寛文四年
本家をはなれらひ山をならして某といふ寛文四年
のまゝ是又此の印寄付し仙石をもって引かへにまかせて
四ヶ年郡十兵衛其下に地と手かけ仙石と改て杉
本の根と植えたり又伊十兵衛の屋宅を譲り
後に山方某村方川かの四ヶ村の文章寄山に長く
つらなりて田畠あれに殊の外福右衛門別宅を建
の後寛文六年十月十八日に老衰して身まかり
その跡同に付て継田を某この所に

宿りし里なりといふ。延宝元年七月の□又
光之公[illegible]しるしの寺を建立し給ひ
元禄三年四月三日今の所へ移し給ふ
十六日七年三月より毎年[illegible]といふ

椎原

此村は脊振山の東の麓にありて[illegible]
東西に民家あり。[illegible]より[illegible]
此村の南に[illegible]より[illegible]
五十四町[illegible]
三方は鬼の[illegible]
[illegible]

又椎原より板屋村に坂を上りて行は林の下より
一の坂二の坂とて[illegible]の側に石を並べたり[illegible]
三十町あり

板屋村

此村は脊振山の林の[illegible]
民家[illegible]村[illegible]
[illegible]山[illegible]村[illegible]椎原村より[illegible]
一里[illegible]椎原村より[illegible]
[illegible]板屋村の[illegible]
[illegible]板屋村の[illegible]
又[illegible]より[illegible]福岡[illegible]

よる嵐天を一ハ中さつらまわり遠く見え山ハ福
園ハ行やや乃りてよ竹く見ゆ又片村の玉所を爰を
峠とつまゝし片村より植木の方より甲まで
乃り福園ハ行を今里乃よ片のまて由河内え風
谷まて又富士里汁川よまち村より又下大石
見ふ郡諸多く由河内より植屋へ行よ植屋の下口
町汁木まて又谷の麦谷方たり行ハ植谷の村て
石の谷まで出て行ハ河川の下際て又谷の方へ出て
池田より植屋よ原を見ふ明し植谷ハ甲かの郡
原をよ上へ下り甲ゆ郡の福村とて山を隔たり片谷ハ
此河の川にて大ケ山のよまゝりて同し谷の旧まれ書

西の山根源と隔りこまで一て山を越へ東の方より
男乃の根り見し此河郡を流れ谷そり片村か宮林山
上之丈の社よのか下よ在り上之丈の下よ谷多し山桜
多し又村中本も上脇山本中桜多し妻の法華て
之れハ見うるべし代山の桜より白いとま女ら三九五
さ山よ桜多し然中小河内より下多しと見え植谷
の桜之花見又是より三信より植屋村小河内より
花山深く咲さりし植て上本専社す見れ女
おゝし福園のいさへ桜より木ゆ斗まてたやう
三月中旬頃より後三日やり片山桜の盛す初まり
又此事し行桜盛り残りし寺中ある桃花ハ

夫農民は其代々の家業に[illegible]

かの五穀[illegible]

まづ[illegible]

[illegible]

[illegible]

早稲と極早稲、中稲、晩稲の種を[illegible]

あるひは[illegible]

今其種の類ハ極早稲[illegible]

なる極早稲ハ[illegible]

代の[illegible]

又常々[illegible]

年内より[illegible]

[illegible]

[illegible]

の[illegible]

[illegible]

[illegible]元和三年[illegible]

山[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なれば代[illegible]

して其木ハ曲りて楓なし上ニ末まて至るに
花なし只一面に山霞して秋なり此神体ハ流
して庭ニ有る石ハ村々男女の形ニて上ニ丈余
神の其かたち属なりとそ伝ふ

貴船山

貴船山ハ板倉村の西南ニ有り国中ニ於て勝れたる
高山にしてその下ニ神社有り宮ハ山上ニ在り板倉
村より東麓を登る三三丁斗也此間ハ林なり又同
所より後川といふ此社の末流をなし流れて往除
並其旧跡なりと伝ふ山上ニ至り登る事十丁斗隠路
なりと也険しき道なり其所々の岸に石有り後

有るやし広く平にて上ニ板倉より此社まて二十町
斗なり山上より四方を望めは其中ニ見渡す景色最よし
其のけしき筆ニ尽し難し東ハ朝日
国の中ニ並ひたる山々並立其中ニ見られハ其後
村々まて続き中ニ村々見えて其より西南ハ山より
此ニ続きれハ其末ハ和泉の方ニ至る東南ハ紫
雲の後ニ囲めハ山ニ続きて最ふかき海なり
其日南ハ其山の続き中ニ重なりて其中其奥ハ大山
なり此ニ其山上にてれハ松枝の下ニ有り其の
海中ニ其山ニ近くして又其所ニ其山より見れハ
其景色の世なりて但し此所ハ又其の山ニて其手也

のこく　二年九日山に垂跡せし八王子の事と眠
かくて千代に極めたり作けハなるべき事　社の
よし從仕（なり）杜子出来る某山にて待しや今の後世
頂に帰え東山小こと云ふ名ハ始りしはなり千　安三月に
言ありし山王垂跡なりし　極あり居るに云ふ衣に降り
是難し　上の此社は神功皇后三韓を攻め給ひ
しける　初秋の名によりて座して給ふりなりし此云
日吉ノ大宮四神ハ
西林ノ丘ノナリ　神功皇后此国に七社を剣三ケ所
皇后の社も其後（て）三代実録に清和天皇
貞観十二年三月廿六日…中…し…国三
位上宵布利神に従五位下を授ると記より

かれハ朝廷よりも此にや…　神…して
是れ…百氏九州より…居るを指けて…ありし伝
西林ノ丘ノナリ　日吉神を…天…神功皇后の…
御伝ありし　…されハ…天の…なし位ノ…
神は…して…ハ　日吉神の…なら…て
祀りて…　…ありし…の事にて　…の…
…　今日…にて…九…の…
我かの…し…の…
事し今日此社と…天と称せる…と…
天より御…同…天…同…の…
…

此事を附会して九州東北の水草空中にあり神と
出し弁才天と称せらるゝ也又し安芸の厳島ハ此國
宗像の市杵嶋姫を勧請せらる社なれハ是も弁才
天と称し豊前の竹生嶋も住吉より勧請の神なれ
いふもし弁才天と称せらる皆出雲也竹生嶋の祭神ハ今に高橋をもて称せり
宇賀神と順ニ宮地の名を弁才天と称し世に称す
のよし今の活と称して鎮めて城に書して住法
而松の門ニ役の優婆塞宝号をもつて二四の峯に
おひて一宗菩薩の法と称して所定と称し今に
役の山を開きし吉野今存して役行者と云又
役の行者の山伏とて乙天皇の御宇なりといふ 此事大心通ニ見たり
熊池岩窟ニ住むれ善正天竺の北魏の僧とて来る又
三国伝通記ハ拘してとりて宋の名と云文今
彦山とこりふ彦山寺を藤原の國より乙倍法
とて善山よりて和の事をしとりて後ハ此宮まで
ま施ほどし善正初て山に高祀ありて云
彦山をしとりて北宗として此山ニ住して弁才天ニ是
有る天帝に依りて善正大の善子の仏者なり
中に彦山の霊祀として書ニ来りて文才を寄
よろしく弁才天の乙を書りしを云ひし文書宝の廟
法を祀りし乙天皇を後に我の善に比ハ寄り拘ハ
向宇ニ津山より上りて今に彦山権現の古跡なり
八

出雲ノ年ハ以上陸 素盞の神と 素戔天王と称し奉る
大己貴民の為に六ケ國へ 素戔天 百濟國より渡
まりのかしを 又宗の中しまの宮を作りたまへり
給ふとぞ名付なりといふ 素戔神は皇后新羅百濟
三韓を平けて 中つ国は日山より神社を立たまふ
西よりきたりし也 事を清めしてよりや 上
林氏非也 公方用旅し 六韓樹梅院と
しるし 儒者大己貴天王後法の 素盞鳴尊
秘書の記ける所その 素盞鳴尊と云 尊と記
りし事 素盞の文にも 是たり林氏非也 神功
皇后の御時 仏法渡来の節より事なりや

素盞の事 本なとし 是文字出へ 素盞社
より渡来さつる 社伝と あまり 法師 記述
光智院に 今の時日吉山へ入し 新羅なりし
事 上記 社より 記と義なり 出雲の例に 存する
其様の本なり 神 例 存し 日吉風に
絶項より下り 仏像あるし 梵花を出
なる宗家と定りて 此之獄に存する 社より
昔ある神社に 記へ 及び 天王 と云ふ
素盞鳴と 束つまり 天王宗なり とや 天王宗
天ハ流らさりし 記し 其の宗の諸を 所民
の法と 定め 終りにし 天皇の御時 山乃

僧清賀といひし人報延の祈祷をせし事あり高
祢まへたり日本之いとえし支世よりありける
なりし僧坊三百六坊ありしとぞ今は寺院を
修坊なし又是より松坂南方の下に移りて名を
泉福寺となり又大日堂を建立し淨福寺の縁
是より後は移りて大寺の跡なし元ひとつ
にわたるに至りて青龍日山の僧徒と同じく西油山
天福寺の僧徒と唱しかりしより高祖山より移りて
是を遠へとも此寺と高祖山の僧徒是より西油
山に移りし者と思ひ来れり又寺々住寺とも尽く
僧と成人たる天福寺の僧徒皆能くして尽く焼く
終よりて寺院と寺領なかりしかば後又大友家よりかりて
此来後より建立なる事へなし然ども山上に僧坊残たる
小社僧人常在る福屋村にて又是を祠僧坊在し六
元亨の末とすて松浦大町の寺社ありしと記なり
全五百年余二千秋の田園のままにて在しと当国年
の寺社領と此収をられし時其の後をも亦まりく在
よられしかも深草田の在中たく僧徒是を
三て後と度三の後となりぬ西油山下法寺大乃
後再興のとみ年なし青龍宝とへ日向の立方宿
より兼帯の青龍山に移りし住居しける惣例
乃寺家と成し事能此寺領戴す二年已後英彦山

性空の事なるべし　性空上人の俗名ハ元亨釈書
にみえたり　是九山法界書写山に登りおはし時に
勤行を修せしに　性空上人の影像とて写し出せし
来てまた立かへると化らし先縁大綱といふことも
のかりしに性空上人の弟子縁ありて能登の国に移り
是より後書写山に住して　後に其人々なり住持となり
ありて書写山よりも天皇の勅命にて三條
の事を叙れり名物なれハ法山にも其杦を書きたる
和なり　誠に法華経を一四国の年の文殊の書画
とかいへる本こそ中の方ハ是をさらしめて
人の住へきなし又東門まの寄代ハ是四ツ

東の庄笠原郡の廻り右衛門か子　那珂郡仲村西に至る
郡東条郡村浦にて　三嶋明神の寺社に
村境にの　例田の中にありて　天下の三四名二に建
まで割ありの　西南を北条国　加西郡桂の里に
而の中山下に屋を　其の家代々是屋を営みて郡
し　寺社の所代々を　東上造世紀を立ての名と
よりの東まで男の天之の名にて仮七十三の
寺社の所の四かしくて三ヶ寺を立て八十七ヶ所
横山ハ桜町法臣是し　臨山八村を残て横山に仏閣あり村に名方
横山寺より臨山福の三ヶ寺不の外村
まくし上跡而に寄りて　及宮社の院多
し　乙後法の社の院中寄りて然中村山の社の柿下
松原村中に中山の社ある　是宮原の神の宮にて

しておこと申まいを称をし也里人云伝ふ又右衛門
記を示の陽参上人帝都より右れし時の相伝
段々手まに出り幸と玉林寺に宵橋の棒下
ままに称とり是非阿弥陀の枝村に段々あかり
山上の寺に社とい申又す射して上来ここにはいに流れ
出よまに嶽より山上より今山に入也に社人の名子
氏は此山の神職にして相原村中山のふりと云り
彼の社の内に住を在る山上の坊也て上来方
中信を廻下る申出上表の役をまに名子
氏の名を世に五位して此上の中信と来るも又中橋の
社ま来にいふくの事て寮りへ捧申世に社社

人の来よ彼より又は此の南東向より年中行れ
憲仙寺とも云寺あり又右衛門の北野開神主
まに申し日吉の山王と中宵橋山に称を是也とま
西に申し橋山中の者を東向寺の院内に立ち
康大年して此所開山ぬれに上来形状の名石と
信みは世にと中橋に称を云たる年右に記しく
山代れ世の内東つき置て田福をかりて山上に侍
坊かかくかより者くれ表秋より修行とられ四表
仙寺にも北野に奉し里に修開より本院の寺尽くる
しれ其国知泉坊山上とやりし修開より仕し表
仙寺の支字坊し住をし開とい福ねと世又其通

是ハ佐渡国よりなから此上の社と拝し流布し給ふ
なんりつの法をとりて霊仙寺にて新樹桂院の建立
并に弁天をまつり動座し佐渡国より是をやり移し
文正二年文正ニ格式叶はす候ほと、京の寺
なかり此霊場を武衛公当社に移し是を
此上人二相州星谷にて菅原寺造営の事 呉
陀国にありし九ヶ年を名聖天に相州星谷と称し
菅原寺造営の跡 其陀国なり これより文は紀
聖天に佐渡国より帰洛し文は伏見国にてよみし事 常陸国へ
文正例多くありしハ佐渡国よりも上人の禅と号して
山中に禅居しけし上人と三年事あれなりし申

是上人佐渡国よりありしに 上人佐渡国を出し一念
常光寺と武三年南山修行の田舎の寺をたて
座禅の国を建立し上人南へうつり 文正三年
修行の氏の祝文をして早宮の上人にありし六
上人の座禅国へうつし事 其霊場とけし 但上代に
只此上の一人のみなりて 上人の此寺になされし甲国に
のりて 菩薩寺皇院の旧跡にて祖師流せ
剣をしなから和尚としてうつし 宝暦年中に 佐渡国にて
其後三修の案内の寺乗戒元年寺格を改め
寂了の作りしつ性空上人の剣 三国伝通記
わかれ 武蔵れハ 顕如の世に法印はしき 三代

実旅の国司にて勅書により都を辞せし時の性空
傍に花山法皇の宸筆なり男手にて書れしを
詩哉古き人の人よりし因幡国府と同し和歌あり
加えより文治たりや房守は此と雑ら〈から見る〉最後後
拾遺和歌集稲葉山の歌ありて此所国府と社と名の所は
しま後に拾遺集に入るなり文集の歌よりて
し於湖深のこ文書なり伝へから見る稲葉山集
を好女の歌なれは因幡の境と別つへき
港こと分かり五から見る後撰集和歌国司の古き歌より
下る氏名の文書なり 性こ臣寛集和歌の宇倍
拾山に載侍るとや文但代法皇集に見えたる

性空上人の事を書て宇倍山と此所なりけると
書たる國師と考へさる所なし杜撰といふへし是書
仙寺を宇倍の社と名付てより温泉寺と号せし
元は加知と云ひて因幡の境とかくされとも此
なる文所を高く分ちて境こと此山の流川語見え
る所の山のかた所と云て其所として因境と定む
何れ和十語より宇倍山の西の傍に此集国松
御歌を伝川の上の所の岸なり性空和歌雲山の南
井の山の東水谷山飯場にて見え白見へは
西の山に法皇の頂の上に西と此集和歌の
境ときにおもしや稲山の西より流る山の南

山は横たはり峯は北の雲より東へ続きて東山に続
四て海たに至り背振山と同しく南北になかくして
東西の峯続く也西の方より肥前国の峯
高やかにして雲居にとゝし其形様者り状は那かき
事やうにて横たはり居て国境と分つ事
深きの北より南の方山の中腹をわりて夜常
岩をふ大宰府をれ堺にも是肥後の僧
様の跡をりし所にまちた夜形出て真に
安の腹を堺とはなし元山の中腹をれ堺とす
事ハ豊前の北部の此堺は中宗の豊前
堺今世子豊後境山上也境にてとしても

腹を周り而肥後ト大宰府出北より東ニ海豊
山の南に至られたる屋をさらひて三段に岩屋
より三重平の谷川とはいふ所のより東に谷川とを
出て背振の東のには至り豊前国の南の
境をふし　和田郡　豊前より筑前国の境と国と
分かて事所なられ三部にも分つて高原なれ
なり背振前背振山を後ろをりし是より宮
三方はなし又山の備なれハ来院と云ふ又堺
なし其の方の龍王山の境内に座へ入る後方
りしとして又東の本宗より背振の麓に出
堺は海にして背振を筑前国堺の谷川とをれ

迄て西ハ大日堂岡の境にて出世山の傍ら
寺社表なりける府中の傍らに社あり則も
二町の裾谷川の西ハ大日堂にして嶽の名
深山て嶽より西ハ大社その事なれハ新
しにし浄寺院や旅宿に近狩にして社にも
和氏家よりの御ら鎮護祈願の為と尊て坂
とる常国にハ西河内の武士坂て山宮にも来
駿河国柏原村の氏なれハ出世の時なりとも
旅に渡方へ田よりも九　西河内の境内とより
来りし伝まよりし氏ハ当国柏原村の前
ことと出世の時当国にて来りして東国乃

境内と社壇に祀りて鬼崇ハ安平しなりける尊より
しこし伊氏の崇参の国史しらハ表の東よりの門地を
以前まて同じ当国より門地と祀りて西宮の
方積山の所を坂として是よりも弓前へ行まて
なの中後の山上山是迄丘の城の境までを
あり乃方より当日村の東へ茶よりにて宮へ
様し少の茶屋より西の西岡村の茶屋より
西は河内と東ハ河内の名よ流れて谷川にそ
東国の境とし東ハ河内庵原郡の坂よ
事し西ハ河内ニ北は駿河郡に属し安倍
東西ハ河内の川東に属して安倍郡志村から

内氏橋の谷の北東隅より流れ出る名川と
一になりて東より南の方へ向き流れて遥かより出る
川と成る美濃の境とし東は飛驒北東の際にて遠く下る
とらへ甲斐の西と北東としてて其れ西は河内に
際に西の方青とも武蔵なく迄と年経て
虎東の東より甲斐の東より北の方へ行き
越中の地（ありさ）めき北東に際にて言上
又信濃の西の方も海中にありて越中
際にたれり是より乞て信濃の東に続いて
果ての地より東より四國の間より大海の内いと堅
の内に際を立てとして（国郡）とも云ふしく

国まで入る山と続いて南は大氏と言ふ
越中飛驒の大分際に境と定めし東は相模とい
物の境より甘楽とひとしく甚だ多くとし明国
際とある村ならず（もなし）から
越中北東の際より右に続きとして信濃の西
の御嶽山とより尾張名と境り二十余年の下と
して谷川西と出て境とまで三河の東の境者
なすらへ爲境まりて信濃国王の境極境まで
際也長濃の國と境り成りし附く東美濃の
境をなせる右のとし甘楽より長濃をて附くやなれ
山ととて南の林より横しに文島より

甘氏に嫁を積して年々長尾へ郡とおのつから近
来北条國神領をも久保いか甘氏より年々國
祖家の甘氏と二三年の代と争いす條の處を
安田の地をとらんと山上の神社や北条の國士らを
をとらり安田の氏へしくをいて又まを安
之の裁判にて又難れかえ天正二年甘氏各
白井に住て斯の家く事ことと云ふ白井乃
宰臣江と安住庫ま納その安國の領を
合戦して白井の安庫ま仙い又厩橋國より
久合清右衛門の名を略しし記せられて富岡山
家之侍の役名の上名とのことにて其記を多く

其臣をもらとり上山とて里事は呂条西を望て後
一向と称して求て大国と三国へ至
来せし毛呂の津の字也郷川の淵源のことと詳に
して其地を略として計十条の神社を名
ある神なれば安西祠なれば是を備へて安名と元
さうりしたる年し北条國より郷と云れしやよ実と
名所石原まて記して中條とも佐國の営に
成なり是足利の西濱を仙集すま當條の名を弓ろれ
たる年しはとまに位し白井の宰臣の裁判はま文は其
國より中むる三上庄三庫に納る所の口にて上ま
方條北条國まてし麓条國とも二十ヶみとを

此山北嶺に虚空蔵（こくうざう）菩薩を安置に有徳と祝
品を定めらる時より有徳出の輩まよ国の隣を
より紅葉彼岸に虚空蔵の五十文洛別より諸縁寺を
設甲し是より五十三寸の分ある事なくし妙見へ参りとし
多分参り之て信心し弥まよの家に報恩会し秋彼岸
田を以て之を伝とへ甲しめ分段の佛より信心し山門へ定め
形より来ると宮当所にし施薬院一判金品と刻し
名所古跡の名有るを詳より祝より此ならむ之孫なき
年まで是印衣之旧年年まで是を以房より納めらるる
今日形品より信て極る是れハ三條の御名所名跡品光
形見より手牧有権山のみより此と知れハ孫と森の

祝の明神光と門脇より森の當家の浮雲より五十寸と年迄
ゆきハ福よ遍へる永ある石れ出し百氏上と伝わりて
ありまた浄まか之なくし出佛を五祝とわらいて社を
知なれハ有徳の社今北嶺に伝わると五百四條に
価い是と雲し来へ御うよの
又にまの寛山と之国師へ宗し鐵眼（ゐん）有所之宗
国の主帝宗とも支来て施薬院国有徳山より三と極
出る上世家ことを社とらへ右手と耕作より之へ花り目浅
梅尾寺院にし大茶を植たり中立り是まるを内
國よ世帯に植られし年々久しとれ世に浅別家経
し年の是と此日ととりまし引信へり今においで

根原邑一万五千下流の弘村より艾田をまもし山より東
四方より青千束の植られし茶園となりし其は
重田瀬の僅を荒廃と洋りの事は不詳なり
あるとぞ

植井卿

根原郷東中山陸行に長尾田浦番瀬
前は九十村と続て植井池と云ふ長川根原東中
山より出田浦村の東高間の西を流て海へ入
田浦より而て田浦川と云ふ小川に田浦川近
の東に河と云ふ小出雲中根原村の東に長友植
有名小川の上に植をなして川向に米を記る由をい

たり為なし植の長七尺余有所より日植有なれに
植のなとい云り

西平寺址

根原村の旧にて根原の院に有福寺なりしと
や今に五輪塔より庚戌八保汁有余寺銘あり
根吊て仏像ありしとさらと村人皐の座を傳て
今ありし旧河邦名根原に在たりと云ふ由緒頭
由緒のまゝにしれ昔は大寺なりしといふや大友
氏及下の国と並ろなりし時中国の者とりし云

神山 東西五村の五村より西平寺址なり

植高の南にある山とて中に塔婆を見れば位

其の外の五ヶ所まで詳しく記す 福岡より東南の
東油山村まで壱里余り 山下より麓まで二丁許
有 昔より東油山と号して 泉福寺 僧坊三百余の坊舎ありしや
清賀上人と云ふ僧 此山に住し 仏法を興して 仏寺を建
上りけるに 性空上人の福寺に来りけるに依り
油山といふ（今の書にしく西油山の寺は東油山の…）寺 昔東西に村あり
東油山 西油山と号す 其の里に 昔より 寺あり
西山共に 僧坊多かりしと云ふ 西油山とも云ふ
民多く来り 其の後今の西油山の坊舎を
中は東と号す 村里なく 田畠多かりしが
田畠と成りて 村民 昔より 村民 種々

成就して 福岡より五里程
寺し 天台宗と成して 新樹林院の社の跡 山中にあり
其後 文永年中に 大友 五百余坊ありて 大友家
長四尺 横 其の 五寸 僧 其として 横一尺
長 五寸 四面 にて 程り あるを とし
今も 新樹林院とは 山中に移り 村より 九月
に 五百余坊 有 昔の 新樹林院中に 福
と号し 経寺あり 山号 西油山と云ふ 僧坊三百余
通ありしとぞ 今は一坊もなし 其跡竹林となり
僧坊の跡あり 其後 三百余坊
信仰 と云ふ 正覚寺 間 在り

跡なりし光寺僧の来由を記せし西油山に霊跡
ありて石室二千許あり又同様なる窟も是又かなり
三百又いふべく其の三井と大計あり文人なる事より
是許かりしありて其もの中に入の本尊なき坊舎人乃
住しける千年東油山の寺といふ泉福寺とも号せしを
又彼寺に其後正平年中東林和尚と云ふ聖一国師
四代の法孫なり泉福寺の本寺なりしより是より
其後僧坊三百六十坊皆ありしといふ仏の開基なし
とや其の本寺も衰へたるに残りて其寺中東僧坊
一宇となりけりしと文禄七年黒田長政の住持
石川祥佑和尚を平の本寺に復せしとて当寺の僧の

慶寺二四なる寺のうちなりて幸に居をも定
寺宇兵事を上りし兵寺の再興をおこし九年なり
僧と成りて寺領を下にて守らしむ此外くもを
泉福寺と改めて其名の谷に寺下石上の西派
僧坊千五百年し村又此の方を北に中光八海
まで眺め其東は安寺やうちへて風景勝れたる
寺に京なりし其南をまうけさせ此地なる寺家
西の方は高山の寺へ入る寺ある寺なる山の寺なれ
あまりの東油山の村より二丁ある日乃の乃ふ村
よりいまて坂と上りて一四丁の寺を又他に定
ありて西の坂の人たち年を丑を吹して時

寺の記文化七年より出候様願書十一月廿五日に
日記帳ありし事ありて以後書ありて是に仍而
彼寺に於て者其昔の寺ありし納今林
神主と書て其由緒をいたし

神松寺

此寺は山口より北に行山村といふ所に神松寺といふ
古き神社の旧跡となりて今に寺あり是を昔八
百年の草創と云ふ伝へとて其山口の
開闢は大内の法師南都より来りて其寺に
是其寺のより山口に寺を建て和尚の奉行ありし文書に
て寺の由緒ある文書有

大府宣　太宰府庁官人等可早任
庁宣旨筑前国早良郡神松寺事右
者可為祈願所之状如件者在庁
官人宜承知依宣行之以宣

天文七年七月三日

大弐多々良朝臣判

天文十四年大内義隆より寺領二町の寄
附の御判有大内氏滅亡して寺大破して無住
の事となり元和九年まで凡八十三年
庁宣ありて大宰府となり是文書ありし然共
今の寺號は元和年中山口の住僧の再興なりとの事

見り往ちかくして此の梅と云より日村にいたる
和歌子の名やは神社まうちたり

櫻木村

日村より梅丹乃谷の辺より南山の林中に福園あり
ゆへ梵天一宇の里あり子弟とゐて福園にわけしてみゆ
田園かすめ[illegible]人るまで南山のかし寺栖あとし
東南の岸かけ[illegible]より日村より松河寺西妙躰の
名とせ松かの跡と云日山福園の方より在見ゆる
ことなり

光村

日世日村より大日峰より見えたに家もやちまた種へ

なりまかの閑よりかくより後つゝきさかしく此寄し
あまた枝く清きこときたり時守に家路に来て枝ぬ
多くもゝなくし軒に家やまうしたるより松大まて
化りおとり夏の法文明の中より家まては流まか堂と
たつ文法にも文おもやく枝一日に又ぬすも化りらる
程たしく文枝けし流れて文枝に奴種事おかく
とらふ手とくあつしと夏に法に家跡ぞて奥乃
以野に遠く法布しれて家の事より長会
の中にし中尼とあけ夏路のこそ住りて法に
不の枝文字ゝし止とぬいて安なを世の肌おりしや
とえ使事とまゝに枝にかの社のあとへ然中り

寄傍来りて亦しからつ汎多くおたつとらへ往還と
殺し[illegible]道とより[illegible]輩になりて実事又[illegible]
出家して[illegible]あり[illegible]道を[illegible]とする[illegible]
天狗またの佛の恵しと殺し其[illegible]とりし
あそびとて日本の国[illegible]夫婦とらし
福し淫に福をより又国の[illegible]を[illegible]は[illegible]に百
得とし[illegible]と[illegible]を[illegible]は[illegible]百姓と[illegible]
百済出の誠なりしや又[illegible]是[illegible]
より[illegible]あり[illegible]事とより[illegible]
ききしとそ候ぬ
鬼畜因修住[illegible]第二十一終

筑前国続風土記巻之二十二目録

怡土郡

高祖社　三雲　高麗寺　安ノ上　末永村　瑞梅寺　多久村　岩叶村

高祖山　佐々礼石社　大門　浮嶽山　井原　雷山　篠原村　安服　小倉村

当宮　染井山　周船寺　川嶺　井原山　二雷門　板湯　龍国寺

金龍寺　飯氏村　夷魔山　千里村　井原川　御坂　水江　楠田寺

川上東村　神岡村　岩部村　岩部里村
田中村　山田村　佐土原　一貫山
子負原　山口川　久安寺　浮岳
真名子村
　　　　原田郷
善光寺　吉井　梅山村
包石　　黒岩三尾村　新田井村

播磨國續風土記卷之二十二

佐土郡

日本紀卷之仁徳天皇紀ニ日本紀卷八仲哀
天皇紀曰天皇熊襲を討んと筑紫ニ幸し
たまふ時筑紫の伊都縣主の祖五十迹手天皇の
幸を聞て五百枝の賢木を抜て船の
艫舳に立て上枝ニ八尺瓊をかけ中枝ニ白銅鏡を掛
下枝ニ十握の剣をかけし穴門引嶋ニ
まゐ迎て是を献るとて天皇ニ
申て八尺瓊のまかれるがごとく
曲妙に御世をしろしめし且白銅鏡のごとく

州ハ山川海山をえてそれぞれ州に境て枝して天
わざと手わけの下て刃しむ天日王の千年に堺ありと是を云ひて
伯耆国ニは大山ありて海の人の千年ありとぞちて
伯耆国ハ伊数の三浜を鳥取いそしとはいふ
ミそしへ〔ふ〕ミ〔ろ〕へて〔ミ〕とぞや〔助〕〔き〕
出雲国は風土記に千年ありとはふる〔西〕〔南〕国
ミちのくたぶ
言ひて山自天隆の行本西嶺より
〔ま〕けて出雲の〔里〕に天白三年
〔まろ〕こり〔杉〕
とぞ〔ふ〕千年まで天皇の千年までと〔是〕云て〔格〕子〔御〕〔部〕
〔り〕〔の〕〔新〕〔名〕〔ふ〕〔な〕〔り〕
〔怪〕土〔郡〕〔ら〕〔ふ〕の〔流〕しとえたり〔郡〕〔の〕〔東〕記〔す〕〔出〕〔雲〕〔郡〕〔は〕〔南〕に
まり山〔長〕く〔連〕り東ハ〔高〕〔祖〕山をの〔丘〕〔陵〕西ハを
〔廣〕さの田〔地〕よし〔村〕里多し〔石〕〔見〕〔連〕り〔山〕〔ハ〕

〔石〕〔見〕〔郡〕ハ〔さ〕〔ら〕〔め〕〔ど〕〔も〕〔早〕〔海〕〔流〕〔多〕〔か〕〔ら〕しては〔多〕〔流〕〔を〕
〔から〕〔ん〕〔と〕山〔脈〕〔長〕く〔し〕て〔郡〕の〔便〕りなり川〔流〕く〔流〕
〔め〕〔ぐ〕〔か〕〔る〕しして〔水〕〔没〕〔そ〕〔な〕し〔五〕〔久〕村より西の方
〔色〕〔石〕〔を〕〔出〕〔す〕〔に〕て〔五〕〔部〕〔段〕〔程〕の〔里〕〔を〕〔海〕〔中〕〔に〕し〔石〕〔を〕
国〔ハ〕〔四〕〔面〕〔開〕〔け〕して〔五〕〔郡〕〔部〕〔縁〕〔る〕し〔大〕国中〔小〕て
〔郡〕の〔長〕〔さ〕〔ハ〕〔東〕〔西〕〔郡〕〔ハ〕〔怪〕〔土〕〔郡〕〔を〕〔こ〕〔く〕〔小〕〔さ〕しけ
〔記〕〔東〕〔ふ〕〔て〕〔上〕〔東〕より〔四〕〔を〕〔さ〕〔ん〕〔の〕〔其〕〔の〕〔長〕〔さ〕
六〔里〕〔余〕〔南〕〔北〕〔ハ〕三〔里〕〔代〕〔郡〕〔を〕〔と〕りて〔廣〕〔按〕〔ス〕〔ル〕
〔田〕〔地〕〔廣〕く山〔川〕〔の〕〔景〕〔ま〕して〔石〕〔跡〕〔を〕〔け〕し〔其〕〔民〕
〔東〕〔田〕〔の〕〔東〕〔土〕〔の〕〔上〕〔地〕〔多〕し〔里〕〔更〕〔を〕〔うる〕〔居〕りやし
〔から〕〔ん〕〔と〕〔郡〕〔世〕〔事〕〔訓〕〔だ〕り〔品〕〔位〕〔ら〕〔く〕〔ハ〕〔風〕〔俗〕〔似〕〔を〕〔に〕〔も〕

郷名わし

和名抄より此の郡の郷名八ケ所

竹田 今も竹田村あり 大原 長田 今は長田村の名残あり 美須

日久 石田 海部

今猶遺りて和乃村にあり

大原村 小原村属し 横永村 小原村枝属し 周船寺村 大原

寺村 今は寺の名残りなし 三日村 高祖村 飯氏村 西ノ里村 王丸村

川原村并 別属し 東原村 [illegible]村属し 山田村 [illegible]属し 飯氏村

飯陽村 井原村 [illegible]井村 中ノ原村 [illegible]子村 [illegible]林寺村 山村属し

高祖村 三坂村 二日市 村属し 雷山村 新[illegible]村 [illegible]村属し

三雲村 原[illegible]村 村属し 井田村 三[illegible]村 [illegible]村属し 富田川原村

久里村 [illegible]原村 [illegible]村属し 多久村 [illegible]原村 [illegible]村属し

今案に此郡は長く天平年中 怡土 [illegible]

原 怡土郡と号し [illegible]の [illegible] 怡土郡 [illegible] 内 [illegible]

古 [illegible]の [illegible]の郡 [illegible]の [illegible] 多く [illegible]

国の人 [illegible] 唐 [illegible] 二国 [illegible] 十 [illegible]

物 [illegible] 怡土郡 [illegible] 怡土 [illegible]

国 [illegible] 一 [illegible] [illegible] 一 [illegible]

通 [illegible] の [illegible] 一 [illegible] 村 [illegible]

[illegible] 千 [illegible] 怡土郡の内 [illegible] 代 [illegible]

[illegible] 全 [illegible] 東 [illegible]

王[illegible]長[illegible]国[illegible] 天[illegible]

たゝし名東郡の内諸交の御代官よりの□あまた
ありて新在家の三拾八村は今も皆百姓なり
代官の支配なし　国主の御預り地也
此郡代所五ヶ所
合高弐万七千五百三拾八石五斗三升三合余
名東郡の内　□□□より　村の名
和田村〈□□の南〉　芹山村〈一宮の西〉　佐古宮法村〈和泉の辺〉　田中村
〈和田村の西〉中村　原村　和国村〈□□の北〉　高村〈早渕の南〉　渋野村
〈□□の西〉佐古村　石宮寺村〈佐古の内〉　早石村〈□□□〉　佐古村
〈上八万の西〉□□原〈上八万の□□〉　小松村　早渕村〈□村□□□□〉
飯原村〈入田の西〉　名持村　八多村　春力村　宮井村

東原村〈多家良の下 □□の枝村〉　富村〈多家良の□〉　戸□寺村〈□□の辺〉　延村
〈□村〉佐渡村　大谷村　長谷名手村〈一宮山の南 □□□□〉　佐那村　一宮
山村　渋川村〈□□□の西南〉　川原村〈一宮山の下〉
右三拾五村　高三万□千□百八拾三石余
名西郡の内　田宮谷村
石井　福井村〈□□□□の内〉〈福井の□〉　高原村
右三十村　高二万六千四百八拾四石余
石井氏代官

高祖社

高祖山の西の林の中にあり高祖社と云社中には高祖
大明神と云は竃門山右に見えて此くなりとなん
世にの古へ後の神の御名なれは高祖とのみ
申す 神功皇后三韓を討たまひしとき御神に
祈らせ給ひし後世に至りて皇后を五嚴の神と
仰き奉りて原田氏代々高祖村に住せり
かれは後漢の光武帝の末孫なれは漢の高祖を
祭るなりといふ社なりと申す 原田氏
代々住しては源平両家の間にあれは神社破壊
せすしてより此を後の事とし三代実録にも見ゆる

元年九月廿六日能登國正一位に叙せらる気多の
神に従五位下を授けらるとあり日本紀の書なり
高祖と高様とは書より日本紀の記のみにして高
様は奉書より神功皇后と日秋とならびて一宮よ
高様始と称せられたり文高祖の事なるべく様
札なりとみえ 従祖日本記より今月廿日奉札
なりし昔より神霊を高村に安置しありしなり今
五社随へに永正二年高田浮是御異の得たる
社なり類被してへと朝廷より改しまゝ元亀
三年高田浮ニ秋行し来たり今の社を天文
十年に高田浮ニ遷行し依りて宝文年に

国君光之の依代御しの泉の古跡と元禄六年
に剣ニ之と額の字は長山隆真府定識の本
云より村中に昔の天神なりし跡なり

高祖山

松木がの奉高祖村の上にある東北の遠き
山上にある民の城址なり 西の林中に東田氏
なりの旅ものゝ跡なり 又村中に古墓の跡なりき
埴内に言し 山上にある所より村里なり

姥石

高祖村に属せし 高祖本村より七八町北の方に
中にある民家数軒あり其上の方に…

政長寺六月日知れて其以前ニて寺ありし所
なり而ニ也已後ニて保了郁郡ニ於て派なりけ
るの事ハ也ニ政長なりし寺ハ日正寺宗
号ハ西住寺の御化しニ而今ハ有也
寺のうの方ニ也ニ而寺ニ而日蓮宗の寺ありと
寛文十二年日清ニて保田正寺の役ニ相
也三所寺の回り地なれハ也ニ所寺内ハ
妙正寺日是ハ彼也ニ寺政長の本旗ニ下
三年ニ当也より日親保出恐合ニ化ニ下
出隆の地ニて葬跡と隔年ニ而寺
寺中より清文漏有回ニ而山寺樹

本寺より其て其秋ハ共ニ又本より施たり人寺
移ニして日本の在名の寺のニ住ニ而也宗に
日長し識ニ寺施たりの住ニ成なり呢るをへ
寺ニ存すへし

金龍寺　曹洞宗

本租村ニ有其根の城主角田淳三郎弘行と
云うもの帰し同じ所ニ寺ニ開基と開山ニ
流陽光寺の桃岳法又和尚を請ぜし経済
むとして本田和尚ニより後ニ長城寺の高祖ニ
高嶺と剣ニ而し桃岳和尚と其山として其也
廣濟寺和尚と第二祖として拾清年として其後

しハ慶安年中に移て高根山の林中に山をひらきたまふと
三 丑文祿宗祐和尚（法名悦岩）の菩提のためにし右祖
寺を移す所は寺の号を改め本寺和尚と全勝寺殿と
号せしと飛鳥之山の中にして元禄の頃より茶堂を建
て以て是寺の一の住持とし京流十二年十二月当
旦那をもり田畠山林を寺へ寄して海蔵寺と号
本寺近くあり又永田浦様五丈旦様の菩提の四
比三町本寺より寛永二年八月晦様より三十三様
勢州様より二十程村にて財施をより（禅堂の地の寄進）
浅よ浅様丑の二十年の比として北し御寺
此し三住高村と全勝寺と号せししかし

二十年の宮の後をまつり大全勝寺と今に至りぬ但し初之住持なり
然の当浅住職及其山仏寺教世の住持の住職
ありて開祖和尚は天正十年甚級寺の主居
高徳住呂寺の祖號となり呈寺の号を呼挙
しかし世上福開甘露山と全勝寺と立たり
然れとも是両比の主ハ三て別れ山中寺と残し
訛て今にありける

三十五

呈寺と三峯と号村し寺ハ里民の役にて向村
且の寺ら居より寺なし呈寺甘号之右寺に有りし事
呈寺寺中れ上方有呈ぐより日系寺の三保三寺しけれ

三宅と云ふ村の東に龍山といふ小山あり山陰に
昔よりの社ありしを今ハ本社に此村の東
山の神に茶臼塚とて茶臼の形に似たる大塚あ
りし山四方より上に石佛あり其頂に得山といふ
塚あり茶臼塚より少し高ふして怪の社とて大白
の塚とて高位人の首塚の内に葬りたり是則ち
東伊勢と云ふ所より教へし由を高位寺主
たり其事を詳に高位寺の和尚に問ひけるに
茶臼塚を是に高位の古跡と聞へし和尚不言
其形は朽り崩れて山の上に少しき森あり此
ところ社を建て茶臼塚に祀りし事に似たり

佐々礼石社

三宅村の東の方にて此社に高祖の相殿神の
安置ありしが今ハ本社に崇神天皇なりし
神体ハ小石の中にありて佐々礼石と称するとは
昔高祖村より九月其日の祭りに高祖明
神の御旅所とて此社の例として今ハ神輿も
出来ましに今ハ其年を石淨と称して
其年を恭しく昔より此社の事ハ三河の国の
御旅所にて其ゆへ流鏑馬と称せりし事
絶えて此事もなくなりたりと此村の氏人
昔としてその由を九拾五年も前より今に

魚の木を流信して 村の又二吉村の南にて村と
そなれし豪の又南に石の是とい古称の名
二詩かる大火にて出くれて家にし生かゝの上宗
[illegible]本社昇神明社は吉者とりて信
なれは石下の丘（す事はやかうふ其豪の外の方
ま世三示の丘（高祖古明神代々今の君称
やまの[illegible]其豊示し里に民吾桐様とれし
和なり神無づまよりは方は代にし本様と
石に見を高祖の神称にしまうし於まつけ何と
今まかて田畠ことに鎮事まとなをりき）

篠井山

寺篠原まの国より篠井山と號す子の五つ上よ
立派神の社の者甲斐の神功皇后三韓と
財のうちにて山より篠室まりして井の盛を来り
あい豊国を討んと利勝以（す其なるへ日隆郷
又は篠の千し若勝事始まるい而の文をなせ
白米の涌て井水となし其れい名郷と
篠の又付渡りと篠のかし井なりとし篠井名
身て今なおかり [illegible]
篠井山にて是ちよ西石の篠名かし渡りを山から
あり松樹よ念てテうかりけり松を渡り渡けの
松として見ての長のとしめまとして本書ありしを今へ

植てかくし其松のあり申し候に紹鴎の右ニて有
其茶の湯の長にて東山殿上の手本ノ松なきて三重て
と云さくらなりかゝてふけられ又同し九本ニ五本斗
ありり紹鴎の植とかけるなり 松の例にあそひ
紹鴎の右ニて申ふ楽し又其余席迄の後の出に
待庵松とし五本ノ松有其本の所に囲り茶園有
在其ノ樹なり枝垂ふ其ラ下しふ其辺り茶有て
代本ナ其ろう色黒其ラ延なり其枝あり
して能樹のよしと信君て後国と云く
御殿ととしよ祢ノ松を求え候し也山城口乃
高の上西松様例住吉の伊勢の庭松様

別当ノ林の松明石の浦松も森の尾の上の松高砂
室住の下枝乃松 白川殿の常松なとゝいつは
寿きたられとこ うつやしと又其事ハ其下なり十所
其後郁切白子所謂と候て二本のあり本よ武名
ありと為といせし 吹風枝とあらはせ二本ト 今後ハ
経かけの松とこよ 又其兼聯葉の常に千年松二樹
ありとて其 又枝あまた所の右ハ根し云并其
たる其森本なり如く立ちて其し長ハ其前
見てもとす 又其中に又友枝とも多く曳り
住吉し其迎り樹例住吉の社家津守氏乃
宅中郁切皇后の宮殿の前成る松あり守

因考ふるに往しハ郡ニ言ふ辛此本宮ハ白根
ト彼本ニ続き若方山中にされハ數百年の後ハ木
社ヲ午し山松青ヲ豊玉姫を祭りしと
云中共ニ有てこそ三所ニ言比にやし神扉
ちくしとも有かり名ハ高も比なりしや今ハ
只其名のミ残りて神社ニして僅ニ其所
三所権現の社のミ残れり其後再ひ武家
の新乱ニよりて諸寺大よく此ニ至て寺と云
僧社四拾弐坊と化りて泉井山ニ有なりと云
して薬師仏ニ安置せり

[illegible]

亦より以後その僧に寺
陸ニ在し神社の外ハ既に残りて然るに本殿の
よく有より青き白社に神体を多く有てその附を
られ古き文書なとも多くありしか文亀八年
兵乱入りて殺されし其本尊及び文書等ニ焼
二坊ニ絶て只三坊のミ残れり

[illegible]

跡には九ヶ坊の風景佳地なりとも其ニ美なり
平泉寺ニ進し出来より九ヶ所に坊
三千家ニ友坊ニ有てか名縁の寺
井山平泉寺 平等院薬師南寺白山千山

西寺観音の中に一夫山東山観寺西寺阿弥陀
仏を安置す山號は徧照寺珍禅西寺の釈迦中央に
有観音有西寺大日也　伝村

飯氏村

比叡山の西よりに在し飯氏に含村也　並第九
詳ならず又飯氏村の院内に在石原といふ所有
是は西之上に石仏二体有其氏是を文暦の
頃より不知石原といふ所と由緒を
抓にて秋の文書を寄附せし事有
是光保氏のとし

高西原寺

後奈良院御宇天文五年丙申の夏より
叡山の衆徒法華宗の徒と争論を
起し法華宗の者を加勢として日本国中法華の寺を攻し
法華宗の寺々より日本の人々かけて
万人の衆寄来りて日本人数掛けて
残りしの山門の衆徒と申国の寺々諸搦
し人多く討死して叡山の衆徒を退
叡法の宗をと日本人数と京の万人と仏行
川の辺にて殺しける時法華宗の衆の寺を捨て
指として信長に [illegible] 西寺法華宗の寺に名
[illegible] 殺し [illegible] 法華宗と名づけられたり
[illegible] 法華宗の事は [illegible] 寺の記にあり

菩提寺より奥の方や伏見とむかへりといふ
むかしの泉河の辺り五位のよし八幡の西坂なりし事
又其辺まで白南瀬の庄の坂本の方なる所
古への旧跡より奥の方の伏見とむかへり
ことはりといへるにし 今は其寺いと少し村の名と
なれり彼寺の南大門の跡をばいふ也 今は
跡もなし 甲賀の杜の中に昔の証拠とて石
のこれり 青谷にて寺跡は此所と此の村にて
寺は其南坂本の西門と称して坂本の宿
又は跡付寺南大門の門とはいふ寺にて寺とも
いふ也 今は此寺の旧跡にて村となりしなり

方山の上にある所也 此まで僅なる残りなり
しるしや今は畠となりて其辺や此田に不用
中にも今はやはり僅なる観音堂の南にあり其
六所明神の三宮なりしと旧記にみえたり凡
乗の宗の勅願寺にて雷山と号す観音寺 城陽村
綴喜 一つ山天神観音寺 鷲峰山と号す金胎寺
山城相楽 普賢山 東の寺なり 雷山一名天山 法持山
其外 西武寺の勅願にて後に浄瑠璃寺とも寺
などいふなり

ゐで村

青き谷の隈なりし也 ゐでのしがらみといふ名所あり

村のうちにあり

円福寺

村の東にある甲山の下にて文字ありたる石蓋あり
寛文六年四月上旬村民畑を耕しに右村の
南にある山の上なる奥限山の上にて石棺の蓋
掘出しけるに骨并に刀剣類出けるよし伝へ
たり。石棺長さ七尺横幅四尺高さ二尺余にて石の
蓋有髑髏一箇ありし二分ほどにて其人の頭の骨甚大なり
しかしとかれし由刺客にめでていふ大なる髑髏
とて今も存せり棺の内にも管玉を出し流れたり
又棺の中に刀剣など有りてかの村の殆ど見えぬ

上面の大きさ竪中尺横四尺石厚さは八寸計
なり石の蓋なる髑髏の事種々此石の蓋にて
家々より石棺の外に石室を構へ長七尺横七尺
高二尺余人の手なる上に大石を置いて又石をおいて
是を以て棺を石室の内におさめたり
其の国君寺主なる其石の時に三尺四方
甲冑刀剣を仰じて化りて髑髏納め其の外仏像
文字中に記しし今はなし其跡今の墓にや
惟石と云ふ石棺の中にあるは見えたり
另年の久しきを経て今はそれ其の碑字
今はその知る人なし東田氏その名を記しおく

天魔山

深米村の内椽渓と云所にあり山上に五尺四方程の
石社あり兵部卿親王の御陵なりと云伝へ
男巫女の三社とも云へり依の間其比より
すしは(?)御代分明ならずも社家の説に神功
皇后異国を御征伐まし〳〵て御帰陣の
みぎりに此所へ立寄り社の山上の説に御祈り
まして天下の岩あり其を名付て社あり
今は絶てなし又社の下に鏡石やありし所の様な
ようすなり是より青海嶽今は祈禱所の
すまひ(?)と申ならし其比に社あり兄弟(?)所をさ

ここし今にまり今はあまの様今は土地より天魔
山の様下椽渓に詣て民家あり寺長年中此
民家とて名付て由緒の祈主親王を祭より
異国本宮寺社本社に祭る様して福岡へ送り
今山の東乃山路より今は所の御祭りを祭れし
今ほの渓を超て立まつりて祭まつる
渓の々

岳の上

上の原村の内にある俄山の山の林下に広く平なり
是を岳の上と云ふ里民の説に昔青手嶽の一宇
神天皇の御信仰ましましし西国の御下りまし

出雲の荒神経津主の神に富岳のありし跡ふよ
むかし近江國に湖出来て此の跡は富士の山ふ
出来しよし近江安曇の郡生たるも又別の人枝と
出来し湖を比良と名付けし近江の國の山
のほとりに吉野といし相應まし記りけ二の湖ハよ可
京村のことふれ次第に三方の湖まで青木村のあたりよ
りハ今ハ四つにわかまり三方の湖併くりて是名し
そこらくの民の耕しけて湖ハ深くるミゝよ
出でかりしうハ昔方三師此の地を開き殺し
たる國を立ちり四國よ数ヶ文の後かく湖々
坂たかく出して今作り此の通りして去りけり安置

天皇の皇居ニ所ふ定りしうハ安の上らむ村民の
説かくのよし然れども是地を安全の内家移併ほし
境内廣からぬ安寧なりし和なれハ皇居に定
まつへ然平安に廣くりて皇居に定たること
平安の民を國中にあれしと是を以皇居に
まさ定うつし是ぞ三ヶ社の際の林中まで
今然てなれハ是安居に始けたる三年の宮殿
下上京のぢよしま京田民の土の中の池たる
又上の京のほよ小田郡深草の河原なる宮
此芳京田と改しの田の陽所かりこふ
安の上り中の三方よ王田長安の御宮長安

院の墓所なり大工の京村に長源院の寺址
あり此所は上町の大工の居りの地にして長政の
子孫五田の四年政冬の地なり寛永七年
七月八日より上の京へ出て寺を移され此所に葬る
政冬を中葬し今は寺なくして廃れしを
きとあり青蓮寺中頃離れしし寺すくよ
其の寺のことあり所の名を久しく信ふさり

千体山

千体山大念寺の北上京其の寺祖の地の中なり
ありて其より遠く其の家を移し青蓮寺
出し保生寺も変りしとかや今は保土谷七年
寺より保生の旧跡今は竹林となれり寺落し
其の寺号の初め今は移して初め…
村民田畑となり僅に其寺一宇となし前に移
観音の小堂を引て其本尊を彼小堂の前に
千体仏を安置して本寺より五智如来千体仏を
やく本尊より出し此名あり也や保生の念仏を
保生と保山号として…たり九千体仏と云
西に支のこりは昔の天台宗国に有日久寺あり
大保年…三様七年…
哉一文字の上に千体仏を安置…たり
京七ケ寺まとて…雷山千本寺保生山云

寺一黒山黒山嶽寺 尖峯山古義寺 持仏堂
剣峯寺久安寺 山号石禅 蔵田寺 山号不知 皆廃寺也

宗旨今ハしらず

叶山嶽

叶岳昔天台山寺ニ而山伏住居致し甲良弥右衛門と云隠
峯也此所今ハ畑となる居住致候ニ而上ノ原
村より隔たり青竹山よりわかれ上原村に
住居随分不自由に付此所を出上原村に
ろわかれ除ヶ離れ ... 其後こゝに住ミたり
其後此所ニ年々畑作られ 今ハ
石路文字を刻ミし石佛と寺跡をとりたる年中

ま嶽の北ニ亀田ヶ谷村畑と改ト 黒岩屋
余あわ附てらる今ハ上原村の民家田ニ成有
其之実ニ年ニ改る 此所ニ世の
佛今ハ上原村ニ 日曜ニ佛ヲ守る
毎月西日ニ亀谷の人々村に 参る
其由より ... の多し 高岡や 枚桜
東道り ... 上原村より ... 坂
川より から ... 経 ... の方より ... 八路
曇らし

千里村

村の西田の中ニ石佛有 横六尺 縦六尺 ...

三番原より来りし

赤水村

青木西の里村に川を隔て西の方へ入り安之丞方へ来
手介の地より移り来り
井原

三ツ石村より南に向て手原の地都筑郡の
広村をこし青柳の地村より三ツ石村に井原
との間の地を隔て島に至り行手の坂に当りて
田中より上田に至り民家も多く岩を成
して町のやうし村より南に出て坂ありて
出て山に至り所の里を北に越えて村の

西よりの方は東の方に見れは是より五郎山城国長
岡よりも似たり地を廣く平にあり陸島と見え南の方里東
西四八九町程の東の方に山を隔てて又陸島に出合
村にあり村の内奥村なりそれより東の方なり
里の方の堺の地より里村まで手原より北の方田村の
枝村にてあり東村手原村の里原に到り里へ広き東
田中に移りて又手より三ツ所あり西へ入り又北一所
あるし但し其北三所とて又北に陸奥より四り
里をより三ツ所より東より又井原村のより南に
柚田山ありて竹山の南に一所あり子山に西の方村の
外より二所あり子にて出合中の方にて枝村四所

なり昔ハ二四ヶ寺東永隆福寺丹生山なとゝ皆其末
村にも法ありといふ故に国中にていと古き多村なり
ゑ千に坊舎二例村より九日村へ渡辛の
代よりて四方に村数多くあつら大より昔より
日村に都まての例彼なり

丹生山

丹生村の東にある山なりと丹生山といふ山の事に
丹生山村あり今ハ隆福寺村に属せり同村を
丹生村の南の方にあり丹生村の二四里より川に
まつの目りて源を発して今年二里下流藤原寺の前に
ある昔の山中に水あつりや丹生山村の下

流れ大倉谷の二四の傍に大きなる岩あり其名の
おこりハ往古横に数長さ四方の池にある蛇の
ありて大蛇此外にあり人の事を成しけれバ
しけの村より多く寄りて其蛇をとらへ殺しけりくゝ
しと云て是を紲石といふ又丹生山村より四五
町下流れて其ころ殿か口殿といふ大なる石二つあり
水流れてかれハはさと淵りしかてくちやし其殿の長
はる斗又ハ三尺有ての殿ハ雄岩なる上の殿を水
地名とてやくに流れて雄岩なる雌岩
雌岩ありといふ亜とも雌の深淵とも亦ハ水流
なかり亜とも淵の深淵ハ清閑にて美しき流れ

の形つるやしきハ廿[illegible]番[illegible]手[illegible]の西川の
勝は[illegible]流れて水[illegible]大[illegible]人[illegible]
うまし又天下に源[illegible]日[illegible]村て中に小山を隔て東
西は友村の[illegible]付合せし村里は谷口に狭く[illegible]
広くして[illegible]陶[illegible]源祀[illegible]
よし山の形川の流れいと[illegible]多く[illegible]
いはすして[illegible]の盤石[illegible]し[illegible]谷の[illegible]行
又[illegible]なり日[illegible]山の中すこし[illegible]広く谷
[illegible]まりあくして五代[illegible]
右郡[illegible]用いて[illegible]
[illegible]東[illegible]周の樹[illegible]

[illegible]の汁[illegible]ハ[illegible]
[illegible]山中[illegible]
くして[illegible]手[illegible]
[illegible]民[illegible]
より[illegible]山[illegible]し
又[illegible]して[illegible]
[illegible]村の民[illegible]山中[illegible]
[illegible]
して[illegible]
[illegible]山[illegible]村の民[illegible]
[illegible]りて[illegible]かく[illegible]

本ハごの和歌にしるせし也、然るに山をも此地の利
甚少なからぬ故に日々にも猶甚くるしむ
人民の命を尽し漸なれハ深山をも開きて代
まきりしまひの家の山を見下し又井原村より
里斗り多くたゞ其いふ所ハ能あり東の方を
ミて松谷の水をは不当中を保坂村の川を
よめか保坂村の中に詳に記せ

井原川

又源井原山より出て井原の西を流る川に録
撰鎌倉之く津経当なか又川上に川島と
三町余り西の里川を井原村中の東源に至る

河原山より出て亀山西の里東永村とも井出
村の西を流れ井原川こゝに落合保坂村の東と
経て至る所安の枝村河下と云西に海と

陽極寺

陽極寺村より天神山後宝院二至る井
原村より井原山の西の旧に有る上保黄
前西にふ井原の庄の内之向代を前村に及
山村より陽極寺之一旦より前西二八稲荷を
村中に記す事有り陽極寺二至る里まで
後園二院二院康應元年乙丑甚深棒福
極井入定寂年人仏と云して創立し者有る

住持仁教和尚と云て異山にをる所寺々に有テ
証寺木村といふ里中にありけれともいまハ文
寺とて森なり又其後荒寺とて今は禅寺
なり其寺のうちに古き朽木有りて古佛なり
其外ニ寺ありて寺跡ありいかにもや比叡
山西塔系其外寺々あり先田和尚在所有之
此故寺沙汰流勝ら極楽寺に入て送りし所有
今ハ僅に一字の日本に登り国を立て
しかるに寺々悦ひ其村に眼界広くして
後京の住京なり此山に来る路多く大字乳
根多く其形代はりかはりて存し性
としの墓所なり

雷山

雷村の山より北の方の所より見えける所を
見りて高き又所に雷村の長此際にして
其所ら見し又其又所と傳はりに五境
に魔所と云し給ふ人住とて村中に有名
甲より続ありて一里あり日本紀に
仲哀天皇九年三月壬申朔神功皇后
羽白熊鷲を討んとて帝して橿日の宮より
層増のえに廻りの山層増は宮居の山のかせて
寺邦に層増岐とありて行きて異し羽白丘

然るを兼倶是を歎しくのへ云ふなり日本紀則唯一宗源
記なり出雲風土記より考へて日本紀年中の事を記し
兼倶卿に至り両白点を附して神の事を記
卿より以上筆を集めて兵部を記す事
多くの神を伊勢の神宮に参り納めて其の
本ヶ条に云ふ年中を定めて再度兼倶卿に至る
き近衛殿へ神の事を奉る是れ唯一宗源伝
神より伝へて是を定めの日本に神道
皇后の御造立多く神主の家々旧記
和て唯一宗源を伝へ定め唯一宗源伝ふる事
経りなし先生にて神社三千余り唯一宗源伝に

ありて社の事又申す所の神は唯一宗源伝の
名ちなく僧と称するなり書紀の社の神記に
是なり中古より両部の神を習合の中頃には
唯一宗源を主と立て唯一宗源と中古の三部によし
主として石清水八幡の二部神主中古も社は唯一に
る其の中古の社の内に入る事中世に唯一
吉田神主と云ふ日本紀吉田家伝ふる所
授けて断絶して神道を立て三種を伝ふ是に
是吉田神主は先と記して吉田神の法を知る
事ふる吉田山にて天照大神の四神を伝へて以て世の掟と
定めるなり中にして来る天下の下一所

其の四年十月皇后摂津則上天皇と云ふに勧
請となり玉ふ社明神住吉明神と是を左右に所
々に九月九日にも祭られ住吉神と云とし
けるに昔より今に至りて是を祭る祢宜も
事なし昔は帝王及将軍家の法楽和歌
して社司の神前にて奉納ありし事なり
其の後かりしや住吉の神前に一首を
文書かたく傳られ其后別当に昇て内
神前に役段をられぬ天平十三年十二月八日大宮
三十年山王社住吉より宮寺の御殿を建て
其時従十位を授けし者の御名其由来と

格の今に至る後山に移され時々に此の社の前へ出にて
御座を立てし天平十年中山院の御国の主
となりて后にて御所の方へ出で御前を願ひ
此義并に先程の時に出て役職をられしまま出
より格式に大宮の方より御座の方より正五位二年
正月の十日に年号改めひとしく是を是利益を有
社に赴く細字社僧禰宜各々にて一礼を
そのまま御帰りて参詣されハ重々と神主の
其の時々に一首の和歌を詠して神殿に納め
是歌を
上の段に思ひ出し神の前に奉納されし

此歌なとも今に伝はれり 社家四社にて神功皇后
三韓を征伐ましまして此山に登りおはしまし[illegible]
凱旋して天神地祇を祭り給ひし所なり[illegible]
此岳の上にて天神七代地神五代の五社並
二社の月次に[illegible]并鏡を社人三しまりて年
始めて集りし[illegible]それよりや当村の東に高
という枝村に皇后の御腰を掛けさせ給ひし
なり[illegible]大きなる[illegible]三尺計なり
石をけかし給ひし[illegible]白き石にて皇
后の御[illegible]を[illegible]て[illegible]又山
中に遊び[illegible]山に入りし時皇后の御旗

を立てたる所[illegible]此所は神功皇
后の[illegible]三尺計の石なり 大
高の社も山路の脇民家の側に有今は僅に
高さ三尺程の石[illegible]五輪三つ[illegible]
並べ[illegible]今は[illegible]冬の
よし[illegible]今の[illegible]山王神[illegible]
[illegible]泊りて皇后万のこと[illegible]社[illegible]伝へて
[illegible]神[illegible]白[illegible]天[illegible]
[illegible]の神[illegible]中に[illegible]酒[illegible]山
[illegible]の[illegible]と[illegible]似たれ[illegible]附
命[illegible]天下[illegible]天[illegible]白[illegible]の[illegible]して

法実上人為に寺とて来迎寺と名付く
此寺建立は延暦五年より法主改て十七世寺と号せ
並修三郡七ヶ寺の中にて寺に大寺の上に寺々
皆専山と四し専修寺と号へき信坊十二ヶ寺あり
しるらの寺に並寺上人として今信ま三坊残れり
若の信坊の院を四国と号りて甚今に代々を一寺をも遺したり
坊に寺大専寺坊正持院を並持院々を一寺をも寺と号て今に寺院の上号と付の
三蔵院の坊の信をもて寺として安寺をも寺とも
西寺の本尊の三百年に寺をもするとて寺の
寺をもと寺をも寺とも文三天上寺の本尊
仏もよく寺をも寺をも寺にて法実上人の

ありこの所へたり玉ふ聖人下野の御
部にて御しより分ち信し寺をもの中に太子の尊
ありて上人信四人三寺計り彫刻し三人寺計もあり
高田山坊中の寺の本の時念仏道場と云霊地なり
尊おりまします上尊を高田山にして山伏住しこし
此山中に墨まで其所をとり高田山の裾下に寺
山伏の居たりし坊八ヶ所ありしと云宗旨坊住れ
其四至上下寺を 浄土宗本寺上宮寺根本
浄祖坊住小浜三石と 縁起をしるしたり九尊象
山猿多く出て八年と猿あそし是の誓ひいと
真仏日数御文 所をならし添て上人の御真

新り派ニ山の早些あらん乱不る〻とハ新かニ之ニ山
深谷の絶下の泊にて往院へうる事をつやし
山川好者医化保不保廿人手代有之ニ共人の
ミうやし古新ニ未なる下りしるのるへハ出お其
主(〻り文和之)高村より北高國分津且村を排や
在ミ里引〻り又高五所ニて坂〻りニ五津共
萩とあく植て土民の者ニて是を山中ニ者
村ニ又高村の中よ后之新保の近り且平ニ皆の
深布〻り且ニ洋ケる事ハ古跡保の社々社より

雷川

西甲出より出川ニ海坂且おおより田畑に田出流

甘草ニ云山水の北口て流レ丈々

浄坂

西山の山の林より新切留至り西甲山まてそら也るい
りより〻とその小雨なりおよ出坂とこるこて此を持
田の中になりしと水流の末高田氏ニ新医寺
跡なりて高田氏と北に宗より浸し一保丸喜
浸伸とそより〻こて川の南の者ぶ又布山際ニ帰て
村とミニ四年上より三年〻り吾不ニ保か今ま
石留禁りし甚く古すりされとも出代之世務に
旅て伏様の甚さなく 甘氏の常は皆川ニ流て
新化の伝りおしくとこて 寛文十二年又田の中に

稲荷より今の村より五町ばかり八幡といひし杉村
ありしが其後白村と二所に稲荷今の浅坂村なり
知れず宝珠の末まで民家ありしが村跡しれず
さきより右の浅坂村の北今は民屋数田となりぬまた
西の方のみ其二百五十年の元禄のころ今は民家となれり
又寺は神社も東寺本願にて後に禅宗となりしを
利光といふ氏の時高山となりて当時は末寺なりしを
しばしば再興して退散せられ終に廃せし寺
其前也多く草堂ありしが其後寺見えず跡ありしとぞ
又村の末に御堂あり又寺三所今は廃せり

多久村

和名抄に惟上郷の名ありて託 今の名なりけり
是今は惟上なる人此村の界に上ま大寺の跡
あり中にあり是より大寺の礎石たり二の跡あり
又寺三町ばかりの村民是を堂田塚と云伝へたれ
ども是惟名をしらぬと

栗原村

青田村に接続すといふ本寺ありて是を号す
紀名を生て伝師寺ありて仏をあしとなる人ありて後
三条院寛永年中に高岡三吉家康卿侍従後沈
遊られしとなり和八尺の石にありて東の民祖
杉山より東つまの北寺ありしが二百年の昔より

麓下の弾正屋敷と云ありしとや今ハ其跡をさへしられ
ずとぞ菅家の枝村に寒谷寺とて浄土宗の寺有其
奥にも保井山の末寺にして真言宗梅宮山の廃場
なりし経蔵寺内額の所作られし比叡御伊でし
西京ならんか宝石文字寺と云へたり星寺か其の
くつしから廃して今ハ名なし

飯陽村

飯陽ハ里より新の全武とり三里半長坂と
隣り深谷の中にあり村ハ又字中新田泉村より
飯陽へ通ふ路ありハ又屋三千五町ありて其傍と
おしめく其中に日村谷の中へさしてもりて田畠

あし村民家ハ山崩せして揚国へ移りて其名を呉谷
のほとりへ今は皇民新内新町に昔二石宝亀巳上八
出開あり其上に山村など二ところの三村を里民新在の
飯陽ちう国谷の上に右村のうち村をも出開のかたき
有飯陽村の其所なりぬ谷水を水流れよりもっこ谷に
ふるをぬると飯陽村三町ばかり出開の上に西南へ
流れおつ河の谷川ありて是水流よりもとの川なり
其川上に町よ北より向ふに是飯陽の枝村なり是
又此寺をし其西里里にも大井ととより行し水流の其
る谷もけやし水の流れハ名原にて底浅く水
出の出るもれハ此日村より北呆流まし上て里

北条の三流へ三里と伝ふ所なし

水岳

飯山の枝村北江湯屋より東里余あり上に坊あり名
寛定田聞の谷のことく北は江湯にて飯山より坊ありて此
北にして世の塔より上に又流れて坂をよりて坊く
里あまりに谷川あり険しく又井泉山村の南
の山にはまた又あとは七あるまま候ふ坊より谷にまたり
あるしく村ト水岳とあまたは山と隔てし別名あり
水岳とは南の谷中にあり谷水中井泉山の辺へ
源と云田聞とあらし其名は川と文々保山出谷あり
南にありて谷の内にあらはる青き草人のみ里中

なし近年民家二軒東に居宅や 北ゟ飯場村
よりまた甲斐飯場村をあまたのみえしあまて
其民にまた手あ其飯場より本富のよし
冬は雪ふかく其地なし此北て中末にあやし
あまたの宅ありまたし 四方の村里より名あまたの者
皆信濃なより民家の跡二町手の名あり谷中まで
月々に水岳かし久平の前に水末しあまた
その山の麓の名を谷間と云ふ和泉あり
又甲斐川と又水岳より南の山とも続く
北条の流れより山下にまた時々々あり和泉
余所には少なり 北条の流

当国は本は安曇郡保高の民部氏は大織
まふせし文書を所持して歳々日毎に六斗五升を
其の跡有て移り住けり

公家

此国の内陸奥の者とつて早よりれ者
民は里との里同に社とり長政に南国を神
仏よりの[illegible]本所の後に主家次氏の仏
なり宮永の妻年主家次氏にいて後今とて
又仏及流に伝仏とかる

長脚村

北坂の西より有隣村とて村なり降門方上堂

あるは和合郷と唱ふそれは長脚をさ慥上郷の内
名なり高吉山村をさ宮淵傷の社なり
ところ八幡宮と御伝をし社有ありける
社し昔て山社の内宮本宮よりたまを君
和の宮淵の西の方流しし和田宮居の傍にありし
伝ふ也そ

大倉山

大倉村の上に有る石住高杉千計ときこゆ大倉の上
かしまゝ村境より又長脚に六中宮杉の社あり
高樹杉以下古殿よりあり五月八日祭礼あり
古くの東より降き社前の行事を神[illegible]

皇后の勅願として重衡卿の菩提に
寺領を重衡天皇の勅額として住持上人
剣立し光明寺と号し秋の外に古仏の銘を
足利尊氏公の時関東の乱にて寺
建物悉く亡失し荒れはて多くの堂舎も焼失
たしかなるを下り僧寺の書きて寺院僧侶
ともありしとや今は僧と小社乃一社を建
一寺のこ残りより僧とも七ヶ寺の内に

称国寺

坂口村にあり高野山真言宗の末寺
府中寺家より来りしこ法師りしれ以前には

まし御所より寺を移して後堀川院まては
天台宗の御祈願所たりし三寺の重寶ともあり
天治と号し寺の宝物より勅書あまた有りしを
小松三位の為に寺を建てて書院の重宝
今も此寺の住持乃寺に寺の事とも書きて
此寺の寺にて住持と寺より宝山や蔵書
とりの高野山宗寺と寺丹生明神の御縁にて
称国寺と改めて真言の寺の末寺にて
寺の末寺なり

楠田寺

まろ田村七ヶ寺の随一にて東村のよりまつる今にて

まへくし氏の西家と云ありて但は出る傳もなし
ゆきかう氏の末なり

東村

此村に勝手大神あり御手にて八又社なり村上天皇
天和年中に當国氏男山にて勧請せられし社にて
西國より毎月十三日に祭礼ありて神幸川限まで
也毎年九月三日に一番加茂野里の浜まで幸又
村の中にも奥川原里の側にて是又社と東西の
社の中に此里の根村ともよひて此宮は全隠
とは何故にやといふ

米吉村

川かた近所に此宮山及雷山より流れ出て此れ
並に海に入又此村の隠何ゆ泥流として流るる
いさきまき空家ありて居宅なり

岩本村

海邊にありて此村の氏の本なし

加茂野里

此村は民家ありし浜人も多く海邊に出て舟の
多き所也岩本より近し此里の向いかやの山
林下豊田あたりより舟出し浜を海上七八町
ありて此里の西に古墳の跡あり南に天神の社あり
此里の又中に中華の第三代傳ありて上るなり

畠中村

新田村の西にあり畠中より六十間ばかり隣にあり東の方の田
方三町余程あり東の方より南の方に石垣ありて谷
事なし南より谷への岸の急し

深江

むかし国東より深江の名といふ和名抄に見え堅粕
深江の名をなかし此村を糟屋と云ふ東は三苫
年に四十余あり海辺よりの付き所有民家多
し西海の西の方にありて目前にある表より
西と北は深江にてうけある深江より深江へ
三里四十四丁有深江の海と下に有家跡あり

町の中に新宮竈門山神と三国天神の二神
古跡あり毎年九月ばかり祭礼をおこない神楽
此村と云目の深江の寺と云ふは山神深江寺
ありし荒たるものを秋の時より寺主君の跡
ありし是称拝と村のものは内名深江社よ寺の
ふしき所是は長しものふるまし寺の深江
其の其ろよりて寺社と号とあいつ出れる寺
不斜深き寺社を別当寺の産神なり寺の
当川陣の名にありて此社と改め伝らせし
深き山の中にあり
性空儀

隣川の西の縁辺にありて畑是家居ハ五貫原
の西ハ日陰の中ニ赤羽草原也東ハ流れし流れ
にて民家ニ子ふ所あり
日ならハいふて日頃に風吹ハ此様にて初鳴ヘ

一実山

日光大神御本尊の神を勧請して祖とし給ふ
たり今ある所に移りて社を立て何れの神と
知りかたし和にも表気なし西条村へ同
今泉村に天国たる同命の社なる古き棟札に曰
奉再興命を勧請奉る吾国に尊の社
なりと大事一国の称号ありととも通じ

なり定式寺の本尊云々傍に寛永
寺と書して一実山東照寺と号す惣高七十
余の隔に高ある阿弥陀仏後ハ寺坊
あるしといふ其本尊の傍に此も亦
後三丈ほとの鎌りこの像の一つ三尺
日三ツの像高さ三尺に村人昔より云ふ
の方墨跡及び和尚と一字化り伝と書
より是等井戸千本松も文獨も旅らふ
今世の文字とハ一実山と号して氏家多し日野村ハ
下の年以来より衰よりていと寂しかりき

子眉原

雑楽和風土記なとを上古の書見合て一書となる
万葉集を大よそ元明天和国風土記録江村子
風土記にも諸国の名を二つに分けりて六
其を三人称す六帝国とも云字と与へてまへ
其女帝上国形ありて[illegible]
天らい[illegible]論し[illegible]所謂[illegible]
なり此云は二石と雑楽役所記
二十段の名有に所在し[illegible]
二拾升[illegible]
高より[illegible]
古語にて回青息の七月女命[illegible]国と[illegible]
[illegible]用いて古神の中に[illegible]

しきふ　四十一万葉集
万葉集字彙
此口は万葉集やうかくにとしたらし難かみのみこと
かくて是を知らんとおもへはおけたいらけて見えてろや法丸
[illegible]として以上のいし文因なとに二の名と
世の人は称しよりいて万代よりいつか称とらて
のをとおきろふらぬのうそよものこぶの京よか
まからおしのいてかんかはこうかんといいまを
くしこのいまのとつゝまあしとこゝろくかし
一万葉六　天地のなかよりえしらいつはとのいすまたなまる
八百万の神の名をえらしこと書にてそのかなり

是れハ日本紀中に皇后新羅征伐の時の事
遠賀郡まで来り皇后則石をとりて腰に挿て
祈て生まるゝ事を遅らしめ給ふ事あり
又石今伊都縣の石の事なり 又日本紀
筑紫風土記を引て曰 子負原に石二顆あり
一ハ長さ一尺二寸 周り一尺八寸 一ハ長さ一尺一寸
周り一尺八寸 色白くして 圓き事 磨きが如し
と見へたり 又万葉集風土記を引て曰 一ハ長さ一尺二寸
六分 周り一尺八寸六分 重さ十八斤五両 長さ一尺一寸 周一尺八寸
二十斤 重さ十六斤十両 甚石を見出して 皇后挿み石といふ
今深江で子負原と云ところ 有り此所に鎮懐石の祭社

深江村まで 今深江村より西北
居の跡の土 [illegible] 民家に有 [illegible] にして居
又社の石の [illegible] 今より百年以前 [illegible]
村の [illegible] 年 [illegible]
[illegible] 今もと
村し [illegible] 二年 [illegible] 八幡の社と剣と [illegible]
者皇后の御帰 [illegible] 村 [illegible]
[illegible] 深江村民 [illegible]
於て [illegible] 石を [illegible] 民家に
[illegible]
石と [illegible] 深江の民 [illegible] 社と [illegible]

又石を備ひ候七寺と云寺有り寺々あか亡て
なり石を置て今其所は明石寺と云其風土記
の説は清正公建立しるしとへてし
雄(ヲ)きとのならぬものさしなりき保外りは
かしく見えて(伊予)一万余石の所蔵と清江を
為る事二郡計是を今重氏の子孫
武家郎八清江の城より今所明西方より正乃
侍浦に備わる立在れは一万余石を載たる船
此方より今見より西の子孫る事之所
なりし呂崎在の浦島風からなる事る十たし
清江川　川の流き十万斗

又吉村　村より出流に至て海に入
　久昌寺
吉井村の内は岳の中より出る寺あり寺当
新七寺の一つ今は寺なし
　比岳
吉井村の南に有る高山なり此岳の西に三所そう
という岩又うき岳の東に高山有り矢石こ
り又名石子とへてうこと吉見ほとに西曲ま
二ヵ所
　又久右子村
桜井村の南に有高山を越して南の林下

谷あひより出て福井村より陣か又佐波村
湊川村より中瀬かたより子村より雲南の
山を流て夜須の七山の間を石川村より川村皇
村へ流れかかり支流土器の尾村と茶山村ゟ西に
かかり吉田村のこと高山の南北吉井の下に有殿
井より三里あり
草場は湊より是へ海口の北土路下へ流し
吉井村より海上四町人家よりの中瀬かたより湯長井
四町様三町其外海 同様に松木路多し 石のよりて石下し
衆 南西の余ささり北すも多つれい和のみを的ぶいよる流るさ

吉井川

此出より流れつ五色丸山吉井川祈井とかる

橋川

吉井村の西に麻原村の下をさまふる坂下り

麻原川

麻原村の中にある坂有橋の川に流し

白石

麻原の西北たより出の海辺よりまた方の石二つ有
又同の大石也とも云たる下に石とも云ふ日近南に
小川有足元北へ北の流に足までの所
四里余り日西の石の山の上より北浦の方流出
津の城本口へ行く年の餘流し 伝へ山を併せれかたの 山とふ水流して流れ分

山岸ゟ名付る
河内より流り

異名三所

最西の方ゟ異名三所ゟ当東村ゟ能美郡
国二タ岐りの異所ゟ岩本の方ゟ上穴の異名ゟ
福井の方ゟ竜津凡ハ異所ゟ当東村ゟ一里余り
上凡在り福井ゟり一里余二里津凡あり

越前國續風土記巻之二十三終